

デジタル技術 重点支援 導入支援事業補助金

デジタル化・DXの導入により生産性向上を図り、売上向上を目指す市内企業の取組みを支援します。

対象者

市内に本社や主たる事業所を有する事業者

補助率等

補助率2/3
補助上限額30万円

対象経費

システム構築費、機器等整備費、システム運用関連費、
専門家委託費 等
※消費税は補助対象外

申請受付

令和8年4月1日～（申請が予算額に達するまで）

活用例

ポスターから
デジタルサイ
ネージに切り
替えて多彩な
情報を発信



勤怠管理
システム
を導入して
業務量を
軽減



製造工程効率化
のため
3Dプリンター
導入



人手不足対策
として
セルフレジを
導入



AI-OCRを
導入し、
手書き伝票を
データ化

請求書発行を
データ送付に
切り替えて
業務量を軽減

など・・・

裏面もご覧ください

【お問い合わせ先】

十日町市役所 産業政策課 産業振興係

電話:025-757-3139 / Mail:t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp



区分	内容
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ①令和8年4月1日以降かつ交付決定通知日以降に実施する事業が対象です。また、申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を終了させていただきます。 ②同一年度内における申請は1回限りです。 ③令和9年2月28日までに補助事業の実施、支払いまで完了させ、事業内容のわかる成果物を市へ提出してください。 ④消費税は補助対象外となります。 ⑤他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますので、補助金を併用する場合は、事前に補助機関にご確認ください。
対象にならないケース	<ul style="list-style-type: none"> ①専門家の指導を受ける場合は、指導（助言）を受けただけでは対象となりません。指導を受けて、自社に適した機械等を導入するなど、成果まで取り組む事業を申請してください。 ②すでに機械・システムで処理している業務において、老朽化による新たな機器への入れ替えで、生産性の向上が図られない場合は対象となりません。 ③デジタル技術導入前後の生産性向上を比較できることを前提とするため、創業から3ヵ月未満の事業所は対象となりません。
補助金の申請方法	<p>事業開始前に、①～④を市役所産業政策課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助金交付申請書 ②事業実施計画書 <ul style="list-style-type: none"> ※①②については、十日町市ホームページからダウンロードしてください。 ③事業内容・対象経費がわかる見積書、パンフレット、図面類の写し ④市税の納税証明請求書 <ul style="list-style-type: none"> ※本庁税務課・支所地域振興課にて有料（350円）で発行します。
事業の完了報告	<p>事業完了後、①～④を市役所産業政策課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補助金実績報告書兼請求書 ②事業完了報告書 <ul style="list-style-type: none"> ※①②については、十日町市ホームページからダウンロードしてください。 ③対象経費の額がわかる請求書と領収書の写し ④取り組んだ内容がわかる書類 <ul style="list-style-type: none"> ※導入した機械の写真や成果がわかる資料など

市では、市内企業の更なるデジタル化を目指し、個別相談会、導入前ヒアリング、導入後訪問支援などを実施しています。

今後、デジタル技術導入を検討している事業所はぜひ活用してください。